

○檀原市地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱

令和7年9月1日

（目的）

第1条 この要綱は、檀原市における地域クラブ活動の持続可能な普及と発展を図ることを目的として、貴重な経験、豊かな知識及び技能等を持ち、中学生の発達段階に応じた教育的指導に熱意のある人材を指導者として檀原市地域クラブ活動指導者人材バンク（以下「人材バンク」という。）に登録するとともに、必要に応じて登録された人材の活用について、必要な事項を定めるものとする。

（登録できる者の範囲）

第2条 人材バンクに登録することができる者は、スポーツ・文化芸術活動について知識、経験及び技能を有する者で、地域社会に積極的に参加する意欲のある者とする。

（1） 登録する年度の4月1日現在で18歳以上の者（ただし、高等学校または高等専門学校第1学年から第3学年に在学する者を除く。）

（2） 中学生の指導経験がある、またはスポーツ・文化芸術活動の指導資格を有することが望ましい。

2 ただし、次に掲げるものは、登録をすることができない。

（1） 政治的若しくは宗教的な目的のため又は営利を目的とする宣伝のため、人材バンクに登録しようとするもの。

（2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団と関係のあるもの。

（3） 過去に犯罪歴がなく、暴言、体罰、ハラスメント等不適格行為について処分を受けていないもの。

（4） その他人材バンクの目的に合わないもの。

（登録の申込み及び更新）

第3条 人材バンクの登録期間は、3年間とし、3年ごとに更新を行うものとする。ただし、初めて登録しようとする者の登録期間は3年以内で市長が定める期日までとする。

2 人材バンクに登録を希望する者は、「檀原市地域クラブ活動指導者人材バンク」申請フォームに入力・申請、もしくは檀原市地域クラブ活動指導者人材バンク登録申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、登録又は却下の決定を行い、檀原市地域クラブ指導者人材バンク登録（却下）通知書（様式2）により当該申請者に通知するものとする。

4 登録の更新を希望する者は、登録期間満了一ヶ月前までに登録申請書を市長に提出しなければならない。

（登録の変更及び取消し）

第4条 登録内容に変更がある場合は、檀原市地域クラブ活動指導者人材バンク登録内容変更・取消届（様式3）を市長に提出しなければならない。

市長は、前条の規定により人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）が次の各号のいずれ

かに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 人材バンク制度登録内容変更・取消し届（様式3）により登録の取消しを申し出たとき。
- (2) 第2条第2項のいずれかに該当することが認められたとき。
- (3) 長期間（おおむね1年間）にわたり連絡が取れないとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

（服務及び職務）

第5条 任用された指導者の服務については、地方公務員法の服務に関する規定に準じ、主な職務については、以下の通りとする。

○指導者A（専門的な指導が可能なもの）

- (1) 実技指導
- (2) 安全及び障がい予防の知識及び技能の指導
- (3) 大会、練習試合等の一部引率
- (4) 用具及び施設の点検及び管理
- (5) 保護者等との連携
- (6) 年間及び月間指導計画の作成
- (7) 生徒指導に係る対応
- (8) 事故発生時の現場対応

○指導者B（見守り等補助をするもの）

- (1) 見守り等、指導員者の補助
- (2) 用具及び施設の点検及び管理
- (3) 保護者等への連絡
- (4) 事故発生時の現場対応
- (5) 必要機材の運搬・搬入等
- (6) その他指導者Aの補助全般

（留意事項）

第6条 人材バンクは、登録者に対し職のあっせん、紹介を行わないこととする。

（個人情報の保護）

第7条 人材バンクにおける個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び檀原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月27日条例第29号）に定めるところによる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日） 1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

（準備行為） 2 第4条の規定による申請その他これに関する必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。